



3年前の平成18年5月1日から施行された「会社法」により最低資本金規制が撤廃され、資本金1円株式会社の設立も可能となりました。「資本金の金額はいいくらいがいいのでしょうか？」という質問もよく耳にします。が、その前に、ご自分の会社の資本金の額はご存知ですか？ どうしてその金額になったかご存知ですか？ 資本金の金額によって変わる税金等について考えてみましょう。

**資本金はいくらが有利？**

資本金の金額が少ない場合、取引先との信用問題に関わることがあります。一方、資本金の額に影響されない業種の場合、資本金の金額は少ない額でも構わないでしょう。

税金を考慮した場合、資本金は1,000万円、1億円を境に大きく影響を受けます。

**新設法人は資本金999万円？**

資本金が1,000万円かどうかで影響を受ける内容は、

- 1.消費税(新設法人の場合、2事業年度納税義務免除)
- 2.均等割り※部分の2点です。

新設法人の場合、資本金の額によって次のようになります。

■資本金による税金の違い(香川県高松市の場合)

999万円→均等割り(最高16.4万円)のみ

1000万円→均等割り(最高16.4万円) + 消費税

1001万円→均等割り(最高23万円) + 消費税

※均等割りとは、都道府県民税+市町村民税の合算です。

**資本金1億円の壁**

資本金が1億円を超えるかどうかによって、「中小企業者」扱いになるかどうかが変わります。資本金1億円超の法人と比較すると、資本金1億円以下の法人には様々な税務上の特例があります。

- ・交際費の損金不算入割合
  - ・各種特別償却、特別控除
  - ・30万円未満の少額減価償却資産が全額損金不算入(ただし、年間300万円まで)
  - ・特定同族会社の留保金課税
  - ・法人税の計算上、軽減税率(18%)を適用可
  - ・欠損金の繰戻還付が適用可
  - ・法人事業税の外形標準課税の対象外
  - ・均等割りが少なくなる
- (1億円超:最高440万円→1億円以下:最高23万円)

資本金	1億円未満	1億円以上
税務調査	税務署の職員	国税局の調査課部門

資本金	1億円以下	1億円超
交際費	損金不算入額 = 交際費等 - (400万円×当期月数÷12ヵ月)×90%	全額損金不算入
中小企業技術基盤強化税制	法人税額より一定額を控除	左記の特例なし
貸倒引当金	一括評価による貸倒引当金の繰入(有利選択が可能)	左記の特例なし
少額減価償却資産	全額損金算入 (取得価額30万円未満、損金算入限度額300万円/年)	左記の特例なし
機械等を取得した場合の特別償却	新品の特定機械装置等を取得し、 製造業・建設業等一定の用に供した場合 (特別償却限度額:取得価額×30/100) (※海上運送用船舶:取得価額×75/100)	左記の特例なし
留保金課税	非課税	留保金課税=[所得等-(配当+法人税等)-留保控除額]×税率 ※について、以下の3つの金額のうち、最も多い金額が控除されます。 1.所得等の金額の40% 2.年2,000万円 3.利益積立金額が資本金の額の25%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額
法人税額	課税所得が800万円以下の部分については18% ※H21.4.1~H23.3.31に終了する事業年度 (800万円を越える部分については30%)	30%
欠損金の繰戻し還付制度	繰戻し還付を受けられる (平成21年2月1日以降終了する事業年度)	適用対象外
外形標準課税	非課税	企業の売上高や従業員数、人件費、事業所の面積、資本金など、企業の 外観から客観的に把握できる数量や金額を基準に課税

資本金	1,000万円未満	1,000万円以上
消費税	第1期・第2期は、 消費税納税義務なし	第1期から消費税納税義務あり

資本金等※	1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超
法人住民税(均等割) ※高松市の場合	最高14.4万円	最高18万円	最高48万円	最高360万円
法人県民税(均等割) ※香川県の場合	2万円	5万円	13万円	最高80万円

※資本金等の金額とは、資本の金額または出資の金額と資本積立金額との合計額のことをいいます。